

自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の3に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

1. 登録番号

神兵市交第9号

2. 登録の有効期間

平成30年4月1日 から 令和3年3月31日

3. 名称、住所、代表者氏名

姫路市
姫路市安田四丁目1番地
姫路市長 清元 秀泰

4. 自家用有償旅客運送の種別

市町村運営有償運送:交通空白輸送

5. 運送の区域

起点:宮港～(赤坂)～終点:真浦公園
起点:網場南～(真浦公園)～終点:赤坂
起点:網場南～(真浦公園・老人福祉センター)～終点:赤坂
起点:旅客船ターミナル～(西ノ浦)～終点:旅客船ターミナル(右回り)

6. 登録に付す条件

別紙

令和元年5月22日

神戸運輸監理部長

吉田 正彦



6. 登録に付す条件

- (イ) 申請時において要件を備えていない運転者がいる場合には、要件の確保の措置が講じられるまで当該運転者に運転させないこと。

